特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、固定資産税を賦課徴収、課税に必要な調査等を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答に応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①固定資産税の課税・非課税に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③徴収方法や税額、納付期限の管理 ④固定資産税に係る納税通知書等の発行 ⑤証明書等の発行 ⑥滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑦督促状の発送 ⑧地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑨地方税法に基づく他市区町村宛の通知書等の発行
③システムの名称	1. eLTAX 2. 中間サーバー 3. 固定資産税システム（基本セット内） 4. 宛名管理システム（基本セット内） 5. 収納管理システム（基本セット内） 6. 滞納管理システム（基本セット内） 7. 団体内総合宛名システム（基本セット内）

2. 特定個人情報ファイル名
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項（利用範囲）　別表の24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課、総務部収納課
②所属長の役職名	課税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市生活環境部くらし安全課　電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　課税課　電話番号　0835-25-2195（土地係） 電話番号　0835-25-2196（家屋係） 〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　収納課　電話番号　0835-25-2166
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）　　[○]接続しない（提供）**	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしており人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■防府市における措置 ①物理的安全措置 ・外部侵入防止：監視カメラ ・入退室管理：ICカード認証 ②技術的安全管理措置 ・システムアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　平井　信也 収納課長　徳重　康成	課税課長　島田　文也 収納課長　徳重　康成	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
平成30年3月30日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　島田　文也 収納課長　徳重　康成	課税課長　小阪　一人 収納課長　藤井　一郎	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．番号法 ・番号法第9条第1項　別表第一の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第16条	1．番号法 ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第16条	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	生活環境部課税課、生活環境部収納課 課税課長　小阪　一人、収納課長　藤井　一郎	総務部課税課、総務部収納課 課税課長、収納課長	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・停止請求 請求先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　市政なんでも相談課　電話番号0835-25-2209	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　市政相談課　電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　課税課　電話番号　0835-25-2195（土地係）　電話番号　0835-25-2196（家屋係） 〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　収納課　電話番号0835-25-2166	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　課税課　電話番号　0835-25-2195（土地係）　電話番号　0835-25-2196（家屋係） 〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　総務部　収納課　電話番号0835-25-2166	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	－	Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅳ　リスク対策 8.監査　実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和2年12月24日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第16条	番号法 ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法 ・第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：27の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第20条	番号法 ・第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：27の項	事後	法改正による変更及び定期的な見直しによる修正
令和4年7月7日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正（軽微な修正）
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月24日時点	令和3年12月24日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月24日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. eLTAX 6. 団体内総合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 固定資産税システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. eLTAX 6. 団体内総合宛名システム 7. 中間サーバー 8.. 固定資産税システム（ガバメントクラウド）	事前	基幹業務システムの標準準拠システムへの移行による再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用	番号法 ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の16の項	番号法 ・第9条第1項（利用範囲） 別表の24の項	事後	法令改正
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：27の項	番号法 ・第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：なし（固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：48の項	事後	法令改正
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	機構改革
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	－	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 9. 監査	「○」自己点検	「○」自己点検 「○」内部監査	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	－	9）従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 該当対策は十分か「再掲」	－	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	－	防府市情報セキュリティポリシー及び防府市特定個人情報等の取り扱いに関する管理規程に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和8年1月5日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1．固定資産税システム 2．宛名管理システム 3．収納管理システム 4．滞納管理システム 5．eLTAX 6．団体内総合宛名システム 7．中間サーバー 8．固定資産税システム（ガバメントクラウド）	1．固定資産税システム 2．宛名管理システム 3．収納管理システム 4．滞納管理システム 5．eLTAX 6．団体内総合宛名システム 7．中間サーバー 8．固定資産税システム（基本セット内） 9．宛名管理システム（基本セット内） 10．収納管理システム（基本セット内） 11．滞納管理システム（基本セット内） 12．団体内総合宛名システム（基本セット内）	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしている。 ■上記に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ漏出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行 （略） これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策 9．監査	「○」自己点検 「○」内部監査	「○」自己点検	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	9）　従業者に対する教育・啓発	8）　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和8年1月5日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	防府市情報セキュリティポリシー及び防府市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	■防府市における措置 （略） ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （略） ■ガバメントクラウドにおける措置 （略）	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．固定資産税システム 2．宛名管理システム 3．収納管理システム 4．滞納管理システム 5．eLTAX 6．団体内総合宛名システム 7．中間サーバー 8．固定資産税システム（基本セット内） 9．宛名管理システム（基本セット内） 10．収納管理システム（基本セット内） 11．滞納管理システム（基本セット内） 12．団体内総合宛名システム（基本セット内）	1．eLTAX 2．中間サーバー 3．固定資産税システム（基本セット内） 4．宛名管理システム（基本セット内） 5．収納管理システム（基本セット内） 6．滞納管理システム（基本セット内） 7．団体内総合宛名システム（基本セット内）	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリスクの対策は十分か 判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしている。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄においては、必ず複数人で対応するようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	■防府市における措置 ①物理的安全措置 （略） ②技術的安全管理措置 （略） ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （略） ■ガバメントクラウドにおける措置 （略）	■防府市における措置 ①物理的安全措置 （略） ②技術的安全管理措置 （略） ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 （略） ■ガバメントクラウドにおける措置 （略）	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更